

## 企業の、そして国の将来のために

田 中 信 義\*



今年の5月26日に「社団法人発明協会創立100周年記念式典及び平成16年度全国発明表彰式」が天皇皇后両陛下ご臨席のもと盛大に開催された。社団法人発明協会が創立されたのは明治37年であり、それから100年が経過したということである。明治時代の、優れた先見性をもった多くの先人達によって、国力を増強するための科学技術振興の重要性が認識され、発明を奨励するという手がきちんと打たれたということに思いをはせると感慨深いものがある。まさに100年後の今日、あらためて科学技術振興の重要性が取りざたされ、長い不況から脱するために科学技術創造立国あるいは知的財産立国が叫ばれ、種々の制度改革が急ピッチで進められていることは意義深いことである。

1970年代から80年代にかけて、自動車産業や半導体産業等を中心に、米国から日本に生産基地が移転した。米国はそれに対して「技術ただ乗り論」を展開すると共に、自国においては、プロパテント政策により権利者保護の強化を図ることで国際競争力を強化し、国の再生を果たしてきた。今日では、生産基地が大変な勢いで日本から他のアジア地域に移りつつあり、立場が変わって、まさに1970年代から80年代における米国と同様な状況に日本は直面している。100年後の今日あらためて科学技術創造立国を目指し、知的財産権を重視するための制度整備を急ピッチで進めている理由がここにある。

米国がプロパテント政策を採った時、日本の企業はそれらに対抗するために特許出願、特に米国出願を活発に行ってきたが、これは一部の輸出企業だけであり、必ずしも国全体の取り組みではなかった。しかし今日では、知的財産の創造、保護、活用全般について、全ての産業にわたって国全体の取り組みとして議論され、知的財産強化の手が打たれつつある。

研究・開発を活発に行って自分たちで新しい技術を生み出し、その生み出した技術に立脚して事業を営んで行くことが、日本が再び活性化するための要である。そして、自分たちで生み出した技術や事業を守っていくための最後の手段が知的財産権である。

アジア地域では自分たちが生み出した技術・製品を守るために知的財産権を行使する必要性が増しており、米国への対抗策ばかりでなく多面的な作戦を採らざるを得ない状況になってきている。

大学における基本特許取得の重要性についても議論され、産学連携強化により基本特許の技術をいち早く産業化するための制度改革が推進されつつある。

また、知的財産権の重要性が認識されるに伴い職務発明問題が頻発し、企業はそれらにも対処して

\* キヤノン株式会社 常務取締役 知的財産法務本部長 Nobuyoshi TANAKA

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

いかなければならない状況にあるが、問題の行く末によっては日本の産業競争力を殺ぎ兼ねないのではないかと危惧している。私自身、産業構造審議会の特許制度小委員会の委員として特許法35条の改正の議論に参画していた折、企業における発明の実態や特許の価値評価の実態、あるいは企業活動の実態について正確に認識している人が少ないことを色々な場面で痛感させられた。知的財産に関連した施策においては、各産業に属する企業の実態が正確に把握され、それに基づいた議論がなされた上で制度改革を進めていくことが大事であり、企業人は自分たちの実態を的確に発信し、議論に積極的に参画すべきであると思う。

さらに、国際標準と特許の問題を如何に取り扱っていくかということも大きな課題のひとつである。国際標準が制定された後、大分経ってから、その標準に関する必須特許の保有者が現れて権利を主張したり侵害訴訟を起こしたりすることが頻繁になってきている。その標準技術が多くの製品に普及しているためにその標準技術を使わざるを得ず、結果的にその標準技術の特許を回避できない状況（ロックイン状態）にしておいて侵害問題を持ち出すことは、考え方によっては権利の濫用にも繋がるのではないかと思う。

国際標準機関等における知的財産ポリシーも妥当非差別等が謳われているだけのことが多く、問題が生じた場合の取り扱いに対する考え方も整備されていないのが現状である。

IT化が進み、多くの標準技術によって製品が構成される今日、それらの標準技術に関わる複数の企業の知的財産権をどのように取り扱っていくかについて国際的な議論が必要である。

プロパテント政策は、科学技術創造立国を目指す日本にとって大変重要な施策であるが、その行き過ぎに目を光らせる必要がある。知的財産の保護制度は産業の振興のために技術等の独占を容認する制度であるが、最近では知的財産権だけが独り歩きして金儲けの手段として利用される事例も増加してきている。プロパテント政策が行き過ぎると知的財産権自体の存立基盤を損なう恐れがあることに留意しなければならない。

以上、述べたように、知的財産関係者の前には、複雑で難解な課題が山積み状態になっており、企業が生き残り発展していくためには何れも重要なものばかりである。それらの課題の中には、個別の企業の枠を超えた共通の課題が多くある。知的財産に携わる人々は必要に応じて協力関係を築き、互いに知恵を出し合ってそれらの課題を解決していくことが、企業の、そしてこの国のこれからの発展のために必要である。

今、知的財産に携わる者は、国や企業経営者の要請に対して的確に答えていく立場に否応もなく立たされている。数年前までは、企業の知的財産部門の人たちが、経営層に知的財産の重要性をいかに認識してもらうか、という議論をしていたのが嘘のようである。

企業や特許事務所において知的財産権に日々携わっている人たちから構成されている日本知的財産協会の活動の重要性はますます高まり、その傾向は今後も変わらないものと思う。